

一宮市物品購入等入札後資格確認型一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市契約規則(昭和50年一宮市規則第16号。以下「規則」という。)及び一宮市物品等電子調達実施要領に定めるもののほか、一宮市が発注する物品等の購入に係る入札後資格確認型一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の資格)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるすべての要件を備えていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当していないこと。
- (2) 入札の日の属する年度の入札参加資格審査申請に基づき作成された物品の製造及び購入等に係る一宮市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 公告日から落札決定の日において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領(平成13年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 公告日から落札決定の日において、一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書(平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

(入札参加の条件)

第3条 市長は、一般競争入札に参加することができる条件として、次に掲げる事項について基準を設けることができる。

- (1) 営業所(本店又は支店)等の所在地
- (2) 当該営業種目の履行実績
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に掲げる事項について基準を設ける場合は、入札参加希望者が自ら判断できるような条件を具体的に挙げるものとする。

(一般競争入札の公告)

第4条 一般競争入札の公告は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札参加資格確認に必要な書類及び提出方法
- (2) 入札方法
- (3) 落札者決定方法
- (4) 契約書作成の要否

2 前項の公告は、一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行い、その公告の写しをあいち電子調達共同システム(物品等)(以下「システム」という。)へ掲載するものとする。

(仕様書等の入手方法)

第5条 仕様書等はシステムからダウンロードするものとする。

(入札)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書を公告で指定された方法により市長に提出しなければならない。

(入札参加資格の審査)

第7条 市長は、落札候補者が公告に示す入札参加資格の要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、当該資格の要件を満たしている場合は落札決定とし、満たしていない場合は次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

2 入札参加資格審査は、開札後すみやかに行わなければならない。

(落札決定の通知等)

第8条 市長は、前条第1項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者に対し直ちに通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して競争入札参加資格確認通知書によりその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受理した日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、その理由について市長に対して書面により説明を求めることができる。

4 落札者以外の入札参加者に対する通知は、入札結果をシステムに掲載するとともに契約担当課において閲覧に供することにより通知したものとみなす。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。